ヘ　複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される基準価格は、当該複数設備に適用される基準価格のうち、最も基準価格の低いものを適用するものとし、交付期間もこれに従う。

ト　市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する場合であって、法第十条第一項の変更の認定（第十六項第二号ニに掲げる変更の認定に限る。）の場合に適用される基準価格は、当該変更の認定前に当該設備に従前適用されていた基準価格に別表の過積載率の欄に応じてそれぞれ同表の第一欄に掲げる率を乗じて得た額に、この表の基準価格の欄に掲げる価格に別表の過積載率の欄に応じてそれぞれ同表の第二欄に掲げる率を乗じて得た額を加えた額とする。

チ　法第十条第一項の変更の認定（太陽電池の合計出力を増加させる変更であって当該増加が三キロワット以上であるもの又は当該合計出力を三パーセント以上増加させるもの（当該設備の出力を増加させる場合を除く。）に限る。）を受けた場合には、増設等に係る部分以外に適用する基準価格及び解体等積立基準額は、当該変更の認定前に当該設備に従前適用されていた基準価格及び解体等積立基準額とし、当該増設等に係る部分に適用する基準価格及び解体等積立基準額は、基準価格の欄に掲げる価格及び解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

36　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に属する場合における屋根設置太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上のものに係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項、第三十項から第三十三項まで及び前項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一　法第九条第四項の認定の日

二　法第十条第一項の変更の認定（第十七項第二号イからニまでに掲げる変更の認定に限る。）の日

調達価格	調達期間	解体等積立基準額
十九円（調達期間が終了する日から起算して十五年前の日以降にあっては、八・三円）	二十年間	一・一二円

備考

イ　調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとし、当該設備に係る認定事業者が適格請求書発行事業者である場合における調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えた額、適格請求書発行事業者でない場合における調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を含むものとする。

ロ　当該設備に係る認定事業者が発電側託送供給料金の支払者である場合における調達価格は、発電側託送供給料金に相当する額を加えた額とする。

ハ　調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。

ニ　当該設備がみなし認定事業者に係るものである場合（当該設備に係る旧認定の日が平成二十九年三月三十一日以前である場合又は平成二十八年八月一日以降に当該設備に係る接続契約が締結された場合に限る。）又は当該設備が認定事業者に係るものであ

（新設）